

# MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

APRIL 10TH 2019

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【産 業】

- 2018年 中国のデジタル経済規模 GDPの1/3を占める31兆元

### 【金融・為替】

- 3月の外貨準備高 5ヶ月連続で増加
- 人民元の国際化が進展 準備通貨としてのシェア 世界第5位に上昇

### 【経 済】

- 2018年の国際収支 経常黒字は縮小 資本収支は拡大 海外から証券投資が3割増

## ■ RMB REVIEW

- 米中協議を睨んで保ち合い推移

## ■ EXPERT VIEW

- 新個人所得税法による手取額約定の賃金支給制度を採用する会社への影響

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

### 【産業】

#### ◆2018年 中国のデジタル経済規模 GDPの1/3を占める31兆元

国家インターネット情報弁公室の楊副主任は2日、2018年の中国の「デジタル経済」規模<sup>(注1)</sup>が31兆元となり、GDPの1/3に上った<sup>(注2)</sup>と発表した。5月6日～8日に福建省福州市で開催される「第2回デジタル中国建設サミット」に関する記者会見の場で、「デジタル中国」建設の進捗について記者から質問を受けた際に言及した。

(注1) 中国のデジタル経済は、電子情報機器製造業、電気通信業、IT サービス業等の情報通信産業が直接創出した付加価値と、その他産業がデジタル技術を応用することで間接的に創出した付加価値を含む。

(注2) 中国情報通信研究院(CAICT)の「2018年中国デジタル経済発展と雇用白書」によると、2017年のデジタル経済規模は前年比+20.3%の27.2兆元、対GDP比率は32.9%。なお、2019年版の同白書は近々発刊予定。

同主任は、2018年の「デジタル中国」建設の成果として次のような項目を挙げた。

経済規模	2018年末時点の中国のデジタル経済規模は31兆元、GDPの1/3を占める
ネットワーク インフラ	2018年末時点の光ファイバーケーブルの総延長は4,358万km 4G通信のユーザーは前年から1.7億人増の11.7億人 5Gの中核技術の研究開発と標準仕様の策定が進展
ビッグデータ	中央政府機関62部門、地方政府31省・区・市が国のデータ共有・交換プラットフォームに接続
衛星測位システム	「北斗3号」が完成、全世界を対象とするサービスの提供を開始
国際協力	中国が提唱した「G20デジタルエコノミー発展と協力イニシアティブ」、「一帯一路デジタル経済国際協力イニシアティブ」が始動。関連国・地域との情報インフラ施設の共同建設、共同利用に成果

また同記者会見では、国家発展改革委員会から、デジタル経済の発展が社会・経済にもたらす効果として、2018年の中国の実物商品のネット小売額の伸びが前年比で+25.4%となり、社会消費財小売総額の全体の伸び(同+9.0%)を16.4ポイント上回ったこと、付帯サービス業などの新産業・新業態が生まれたことで従来の雇用形態にとらわれない柔軟な働き方の就業機会・就業者が増えたことなどを挙げ、デジタル経済が消費市場の拡大や雇用の創出に貢献しているとの説明もあった。

なお、2019年について、イノベーション能力のさらなる増強、5G商用化に向けた準備やIPv6(インターネット・プロトコル・バージョン6)の推進等情報インフラのグレードアップ、デジタル技術の産業化と産業のデジタル化、都市と農村のデジタル化水準格差の縮小などを全力で進めていくとした。

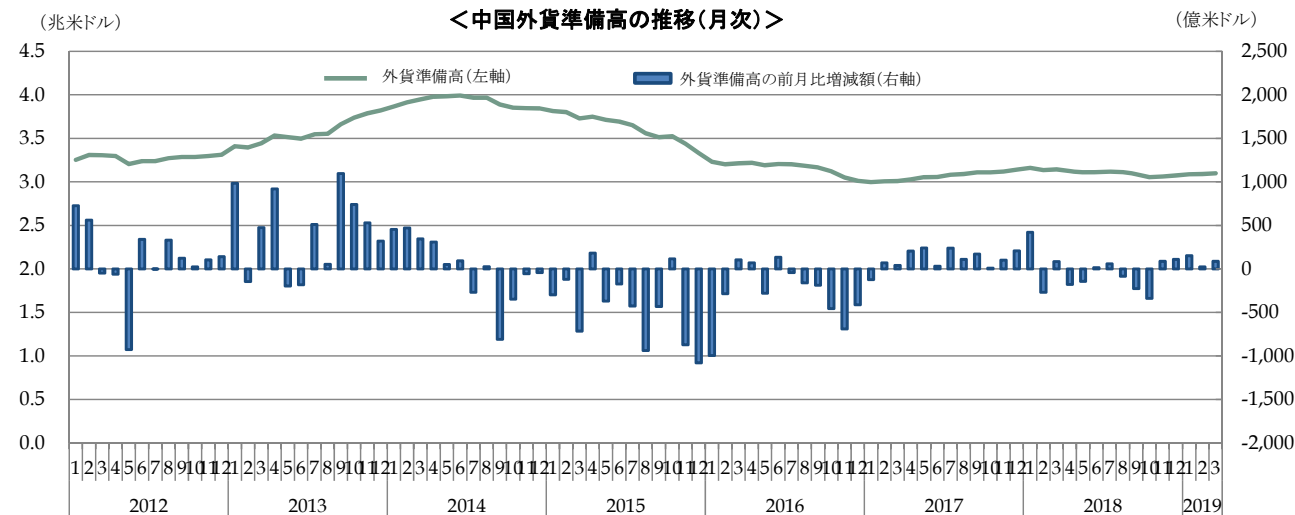
また、来月の「デジタル中国建設サミット」では、デジタル・ヘルスやインダストリアル・インターネット等をテーマとするフォーラムが開かれるほか、地方政府や企業によるデジタル経済関連の技術提携やプロジェクトの商談会などが行われる。また、メイン会場では5Gの利用体験ができるようになっているという。

### 【金融・為替】

#### ◆3月の外貨準備高 5ヶ月連続で増加

中国人民銀行の7日の発表によると、3月の外貨準備高は前月より86億米ドル増加して3兆988億米ドルと、5ヶ月連続で増加した。

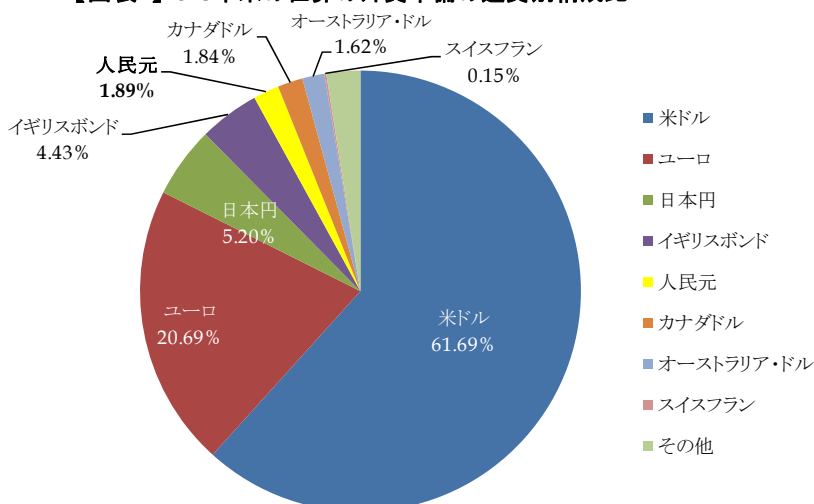
国家外貨管理局は3月の外貨準備高について、その他主要通貨に対する米ドルの上昇に伴い、保有債券がドル換算で目減りした一方、主要国の債券価格が上昇したことで小幅な増加となったとしている。



## ◆人民元の国際化が進展 準備通貨としてのシェア 世界第5位に上昇

IMFが3月29日に発表した世界外貨準備の通貨構成統計(COFER: Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserve)<sup>(注)</sup>によると、2018年12月末時点の世界の外貨準備は10兆7,276.9億米ドル、うち、人民元建ての資産額は2,027.9億米ドルだった。人民元の世界各国の外貨準備に占める割合は1.89%と、2017年末の1.23%から拡大し、カナダドル(1.84%)、オーストラリアドル(1.62%)を抜いて第7位から第5位に上昇した(図表1・2)。

【図表1】2018年末の世界の外貨準備の通貨別構成比



(注) IMFが世界149国・地域の自主報告に基づき作成、四半期毎に公表している。現在、米ドル、日本円、人民元を含む8つの主要通貨の資産額を単独表記しており、うち人民元は2016年第4四半期から公表開始。

(出所) IMF「Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves」(2019/3/29発表)を基に作成

一方、米ドルのシェアは61.69%と圧倒的なトップではあるものの、3期連続で低下した。IMFは、人民元がIMF特別引出権(SDR)の構成通貨に採用された2016年10月以降、人民元建て資産の保有が増加しつつあり、各国の米ドル依存の低下と外貨準備資産の運用の多様化に繋がっていると指摘した(図表2)。

# MUFG BK CHINA WEEKLY (April 10th 2019)

【図表2】世界の外貨準備の通貨別構成比の推移

(上段:通貨名 下段:構成比%)

2016				2017				2018			
Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
65.46	65.22	64.70	65.36	64.68	63.83	63.52	62.72	62.78	62.39	61.94	61.69
EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
19.55	19.41	19.67	19.14	19.28	19.95	20.06	20.16	20.36	20.25	20.48	20.69
GBP	GBP	GBP	GBP	JPY	JPY	JPY	JPY	GBP	JPY	JPY	JPY
4.63	4.54	4.39	4.34	4.54	4.63	4.52	4.90	4.67	4.86	4.98	5.20
JPY	JPY	JPY	JPY	GBP	GBP	GBP	GBP	JPY	GBP	GBP	GBP
3.68	4.10	4.21	3.96	4.27	4.41	4.49	4.53	4.59	4.47	4.49	4.43
CAD	CAD	CAD	CAD	CAD	CAD	CAD	CAD	CAD	CAD	CAD	RMB
1.81	1.83	1.91	1.94	1.90	1.93	2.00	2.03	1.86	1.90	1.95	1.89
AUD	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD	RMB	RMB	CAD
1.72	1.70	1.80	1.69	1.77	1.75	1.77	1.80	1.70	1.83	1.80	1.84
CHF	CHF	CHF	RMB	RMB	RMB	RMB	RMB	RMB	AUD	AUD	AUD
0.19	0.18	0.18	1.07	1.07	1.07	1.12	1.23	1.40	1.70	1.69	1.62
その他	その他	その他	CHF	CHF	CHF	CHF	CHF	CHF	CHF	CHF	CHF
			0.17	0.17	0.17	0.17	0.18	0.17	0.16	0.16	0.15
			その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
2.96	3.02	3.14	2.35	2.34	2.24	2.33	2.44	2.47	2.43	2.51	2.48

(出所) IMF「Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves」(2019/3/29発表)を基に作成

## 【経済】

### ◆2018年の国際収支 経常黒字は縮小 資本収支は拡大 海外から証券投資が3割増

国家外貨管理局は3月29日、「2018年中国国際収支報告」を発表した。

#### <経常収支>

2018年の経常収支は491億米ドルの黒字で、黒字幅は前年の約1/4に縮小、対GDP比は0.4%と3年連続で低下し、均衡状態に近づいた(図表1・2)。

内訳を見ると、貿易収支は黒字で黒字幅は前年より17%縮小した。一方、サービス収支は赤字で赤字幅は前年より12.9%拡大し、知的財産権使用料(赤字幅の前年比:+26.4%)、輸送(同:+19.5%)、旅行(同:+8.1%)の対外支払いの増加が影響したものとしている(図表1)。

#### <資本・金融収支>

2018年の資本・金融収支は1,111億米ドルの黒字で、黒字幅は前年の6.2倍にまで拡大した(図表1)。

直接投資の収支を見ると、流入額は前年比+22.5%の2,035億米ドル、うち、株式資本流入額は同+9.8%の1,544億米ドルとなった(図表1)。

証券投資の収支を見ると、流入額は前年比+28.9%の1,602億米ドル、うち、株式投資による流入額は同+67.7%の607億米ドル、債券投資による流入額は同+12.9%の995億米ドルとなった(図表1)。

【図表1】国際収支の主要項目の推移

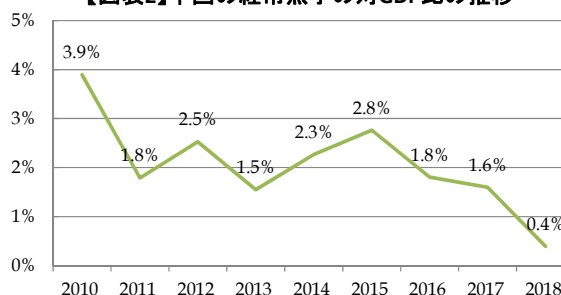
項目	2017年 金額(億米ドル)	2018年 金額(億米ドル)
経常収支	1,951	491
貿易収支	4,759	3,952
サービス収支	▲2,589	▲2,922
うち輸送	▲560	▲669
うち旅行	▲2,193	▲2,370
うち知的財産権使用料	▲239	▲302
第一次所得収支(所得)	▲100	▲514
第二次所得収支(経常移転)	▲119	▲24
資本・金融収支	179	1,111
資本収支	▲1	▲6
金融収支	180	1,117
準備資産を除く金融収支	1,095	1,306
うち直接投資収支	278	1,070
(流出)	(▲1,383)	(▲965)
(流入)	(1,661)	(2,035)
うち証券投資収支	295	1,067
(流出)	(▲948)	(▲535)
(流入)	(1,243)	(1,602)
準備資産	▲915	▲189
うち外貨準備	▲930	▲182
誤差脱漏	▲2,130	▲1,602

(出所) 国家外貨管理局の公表データを基に作成

(注1) ▲はマイナス

(注2) 準備資産は、金、特別引当権(SDR)、IMFリザーブポジション、外貨準備等から成る。準備資産の増加は対外資産の増加として、国際収支統計上はマイナス(▲)となる。

【図表2】中国の経常黒字の対GDP比の推移



(出所) 国家外貨管理局、国家統計局の公表データを基に作成

証券投資の増加については、当局は中国資本市場の開放の加速やMSCI新興国指数のA株組み入れ(2018年6月実施)<sup>(注)</sup>等が背景にあると分析し、特に、海外中銀による中国国債の保有額の増加や、ストックコネク(香港/上海・深圳間株式相互取引制度)による資金流入が顕著だったと指摘した。

なお、米ブルームバーグ社が2019年4月より段階的に人民元建て国債と政策銀行債をブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックスに採用することも発表しており、今後、海外から中国への証券投資が更に活発になると見られている。

(注)詳細は本誌2018年6月6日号「Digest」(「MSCI新興国指数 中国A株を組み入れ 6月1日実施」)記事をご参照ください。<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/418060601.pdf>

RMB REVIEW

◆米中協議を睨んで保ち合い推移

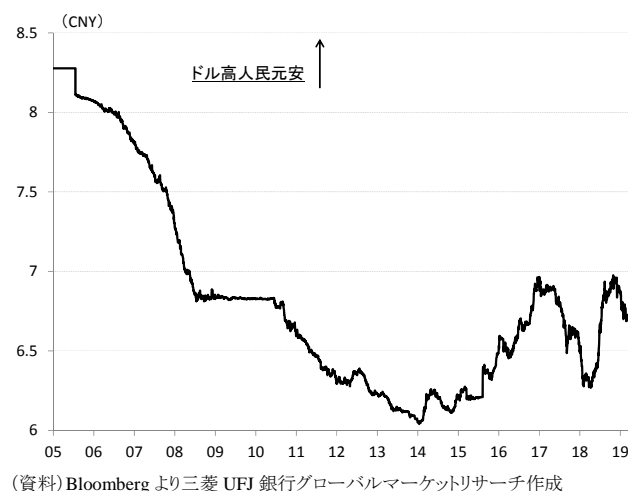
・今週(4/1～)のレビュー

人民元建て国債などが、4月より段階的にブルームバーグ・バークレイズ・グローバル債券インデックスに組み入れられ始めることや、31日公表の中国の経済指標の強い内容を受けて、人民元対ドル相場は、先週末終値 6.7124 から人民元高方向へ上放れて週初(4/1)6.7020 で寄り付き、直後に週間高値 6.7010 をつけた。ドルの底堅い推移から翌2日に週間安値 6.7250 をつけたものの、3日にフィナンシャル・タイムズ紙が、関係筋の話として米中が最終合意に近づいていると報じたことで再び反発しつつ、合意内容を巡り様子見姿勢が強い中、人民元は 6.71 台でのみみ合いに終始。今週最終取引日となった4日に 6.7178 で引けた(第1、2図)。尚、5日は清明節で祝日のためオンショア人民元市場は休場となった。

第1図：人民元対ドル相場(2/1～4/4)



第2図：人民元対ドル相場(2005年以降)



・米中協議の進捗を睨み、人民元は強保ち合い推移、人民元名目実効為替レートは再び上昇

今週の人民元対ドル相場は、上述したグローバル債券インデックスへの人民元建て国債組み入れによる人民元建て資産への資金流入増加の思惑や、先週末 31日公表の3月分中国製造業 PMI が予想を上回って好転したことなどから強含みでスタートした。もともと、3日からワシントンで開催されている米中閣僚級通商協議の結果を睨んだ様子見スタンスが優勢となり、総じて 6.70～6.72 での強保ち合い推移となった。同協議は妥結が近いといった引き続き前向きな報道があったものの、市場は既に一定の合意に至るであろうことは概ね織り込み済みであり、こうした報道への反応は限定的となった。米国が対中制裁関税を全て撤廃するなど、一定以上のポジティブな結果が得られない限り、人民元相場は大きく反応し得ない商況が改めて確認されたとみている。

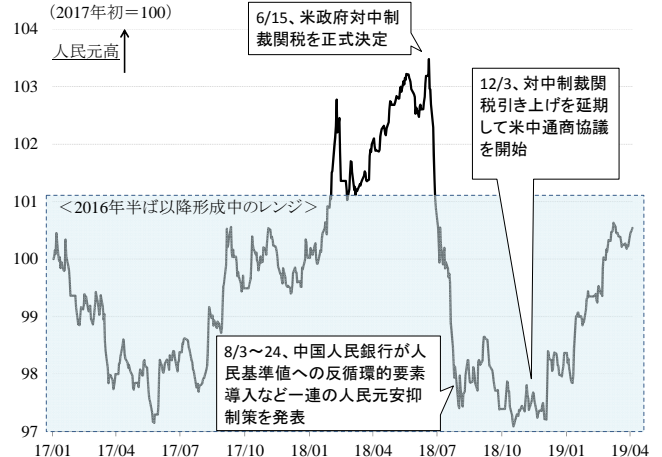
今週のドルの名目実効為替レートはみみ合い(第3図)。一方の人民元名目実効為替レートは、3月の頭打ち推移から再び強含みに転じた(第4図)。同名目実効為替レートは、当局が望ましい価格帯とみていると推測される2016年後半以降のレンジの上半分の領域に到達しているが、材料次第ではさらなる高値を更新する可能性もあり、当局のスタンスが注目される。

第3図：ドル名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

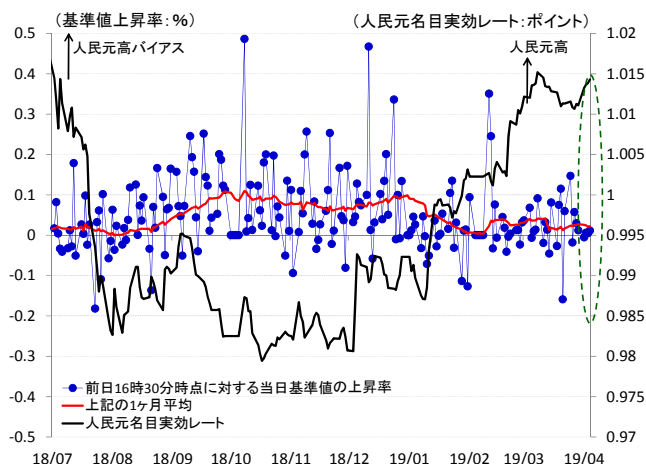
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・足元基準値の設定に、総じて人民元高・安のバイアスは無く、当局は足元の人民元相場の推移を市場の需給に委ねようとしている模様

第5図は、前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レートに対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レートの比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を検証・定点観測したものである。同比率は、人民元名目実効為替レートが反発に転じる中、再びプラス幅を縮小させており、引き続き足元の人民元相場の推移を基本的に市場の需給に委ねようとしているようだ。

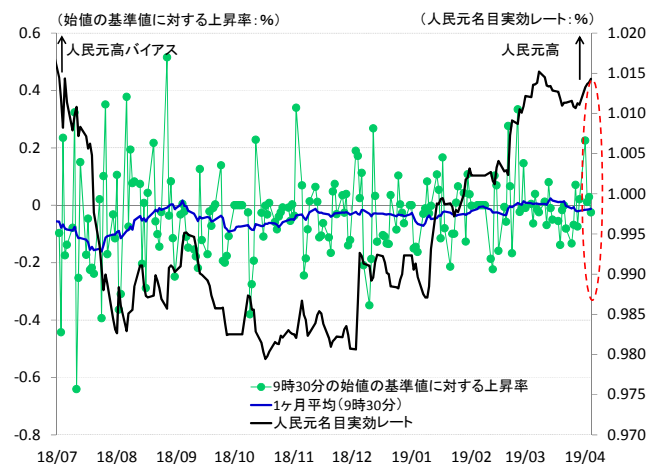
第6図は、この各基準値に対する市場の始値(人民元名目実効為替レートベース)の比率で、市場の地合いを検証・定点観測したものである。先週までの小幅マイナス推移から、今週は小幅プラス推移となっている。

第5図：基準値設定による人民元誘導スタンス



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：基準値に対する人民元始値の上昇・下落率



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・米中通商協議は今後4～6週間で合意に至る可能性

米中通商協議は、今週劉鶴中国副首相が再び渡米し、ワシントンで閣僚級協議が開催されている。3日にフィナンシャル・タイムズ紙は、米中は懸案の大半を解決し、最終合意に近づいていると報道した(第7図)。4日にはトランプ大統領と劉鶴副首相が会談を行っており、今週の米中協議も当初3日の予定から延長される可能性が取りざたされている。今朝方(4/5)の報道では、トランプ大統領が通商協議は今後4週間継続し、その後合意文書の書面での合意のために2週間行われると述べたようだ。新華社通信の報道によると、習近平中国国家主席も、協議で大幅な進展があったとコメントした模様だ。米中協議は合意に向けてさらに協議が進んでいるとみられる。

**第7図：米中通商協議に関する最近の動向**

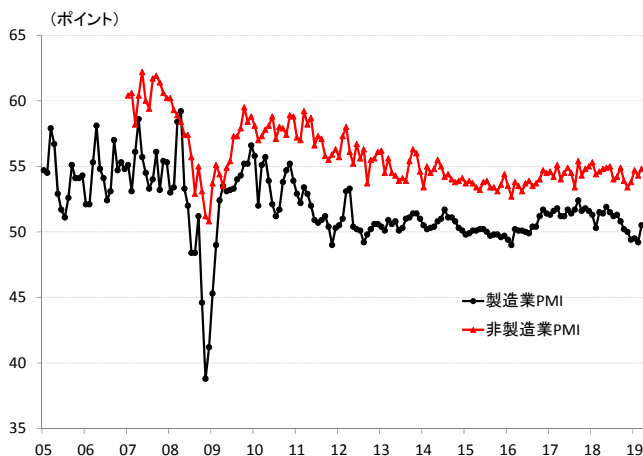
日時	発言者など	内容
3月		
3日	—	米中首脳会談が3月27日に開催されて正式合意に至る可能性(WSJ紙)。
4日	—	米中が合意に至れば、対中制裁関税の全部あるいは大半が撤回される可能性が高い(ブルームバーグ通信)。
7日	ファーウェイ	米国政府によるファーウェイ社製品の調達を禁止する措置が米憲法違反として、米政府を提訴。
10日	易綱中国人民銀行総裁	米国とは市場原理に基づいて為替レートを決定されること、通貨の競争的切り下げは行わないことなどを議論した。
12日	ライトハイザー-USTR代表	米中協議は合意に向けた最後の数週間の段階にある。米国に有益となるように懸案が解消されなければ合意は無い。
13日	トランプ大統領	米中協議の妥結を急がない。米中首脳会談は協議合意後に開催することも可能。
14日	ムニューシン財務長官	通商協議の一環としての米中首脳会談は、タイミングを考えると今月末に行われることは無い。
16日	—	米中首脳会談は6月に延期される可能性(サウス・チャイナ・モーニングポスト)。
19日	関係者	米中通商協議において中国が当初提案の一部を後退させた(ブルームバーグ通信)。
20日	トランプ大統領	対中制裁関税は、中国の合意順守を確認できるまで当面維持する。
28日	グドー-米国家経済会議委員長	トランプ政権は、中国との通商協議をさらに数週間、あるいは数ヶ月間にも亘って行う用意がある。
28日～29日	—	米中閣僚級通商協議を再開(北京)。4月3日はワシントンで開催予定。
4月		
3日	関係者	米中は通商協議で合意に向け懸案事項の大半を解決しており、最終合意に近づいている(フィナンシャルタイムズ紙)。
	関係者	米中は中国による米産品購入などのコミットメントに関し、2025年までを期限とすることで協議中(ブルームバーグ通信)。
5日	トランプ大統領	米中協議は今後4週間継続し、その後2週間合意文書の書面について合意するため協議する。
	習近平国家主席	米中協議では大幅な進展があった。

(資料) 各種報道より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・今後数ヶ月製造業PMIの下げ止まりを確認できるか

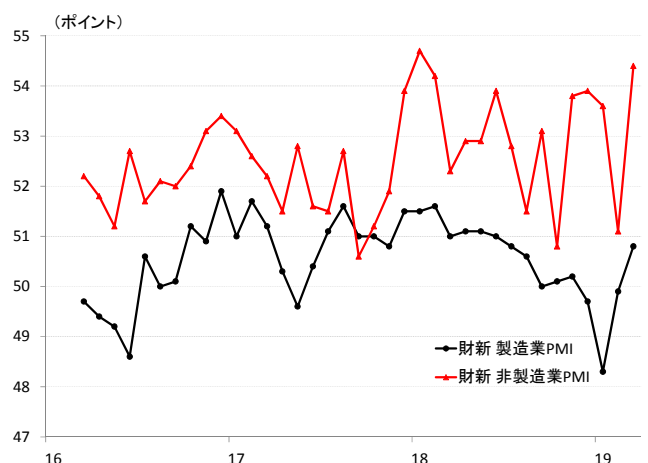
31日公表の3月分製造業PMIは50.5と、市場予想(49.6)、前月(49.2)共に大きく上回った(第8図)。また、中小企業の比率が高い1日公表の3月分財新/マーケット製造業PMIも50.8と、市場予想(50.0)、前月(49.9)共に上回った(第9図)。米中協議の進展や各種景気対策が、企業を中心にマインド面の好転につながり始めていることが窺われる。2月の旧正月の落ち込みの反動である可能性も指摘されているものの、今後数ヶ月で景気指標の下げ止まりが見られて来るかが注目される。

**第8図：製造業/非製造業PMI**



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第9図：財新/マーケット製造業/非製造業PMI**



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成



## ・来週(4/8～)の見通し

米中通商協議は進捗しており、各種報道からは何らかの合意に到達する可能性がさらに高まっていることが窺われる。週末にかけても、協議結果について何らかの声明などが発表されるか注目される。仮にポジティブな材料が出れば、来週以降の人民元上昇材料となり得るが、一定以上のポジティブな内容でなければ目先人民元がさらなる上昇を試すのは容易でなさそうだ。景気指標も下げ止まりがみられて来たが、これに対しても人民元相場の反応はまだ比較的限定的だ。一方で、グローバルに景気に対する過度な悲観が和らぐ兆しがある中、リスクオフでサポートされていたドルが再び弱含み始めた兆しもある。来週の人民元相場も、通商協議で大きな進展がない場合でも、英国のEU離脱問題で大きな波乱など無ければ、米中協議睨みで対ドルでは強保ち合いで推移すると予想する。来週は12日(金)発表の3月分の輸出入(前年比)の減速に、市場予想通り歯止めがかかって来るかにも注目だ。

(4月5日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.04.01	6.7020	6.7010~ 6.7140	6.7107	-0.0095	6.0428	-0.0244	0.8551	-0.0011	7.5475	-0.0021	2.4000	3,320.60	83.40
2019.04.02	6.7135	6.7135~ 6.7250	6.7213	0.0106	6.0349	-0.0079	0.8560	0.0009	7.5281	-0.0194	2.1000	3,327.39	6.79
2019.04.03	6.7150	6.7055~ 6.7163	6.7076	-0.0137	6.0135	-0.0214	0.8546	-0.0014	7.5399	0.0118	1.6500	3,368.71	41.33
2019.04.04	6.7077	6.7073~ 6.7205	6.7185	0.0109	6.0318	0.0183	0.8562	0.0016	7.5510	0.0111	2.2700	3,400.51	31.80

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱UFJ銀行国際業務部作成

新個人所得税法による手取額約定の賃金支給制度を採用する会社への影響

弁護士法人黒田法律事務所

弁護士 鈴木龍司

中国弁護士 譚 婷婷

<概要>

- ◇ 2019年1月1日施行の改正個人所得税法は、従業員個人が負担する税額に変動をもたらす(多くの従業員は減額となる)。また、外資企業では従業員との間で手取額(実支給賃金)を約定し、手取額から個人所得税等を加算した金額を逆算して支給賃金を確定するケースがあり、この場合、新税法の施行による従業員の所得税の変動に伴い、当該外資企業の負担する支給賃金に変動することになる。
- ◇ もともと、給与累計額に基づく算出方法の導入により、月単位では個人所得税及び支給賃金が旧税法下の金額を超える場合があり、また高額な手取額の場合、個人所得税及び支給賃金の合計額が旧税法下の金額を超える可能性もある。
- ◇ このため、賃金水準の調整の際には、新税法下での所得税額を考慮する必要がある。また、手取額約定の賃金支給制度をやめる場合には、従業員との合意を経た上での労働契約の変更が必要になること、賃金制度は「労働者の切実な利益に直接関わる規則制度又は重大事項」に該当するため、制度変更を行う場合には、労働契約法第4条が定める相応の民主的手続及び公示手続を履行しなければならないことに注意が必要である。

1. はじめに

改正された「中華人民共和国個人所得税法」<sup>1</sup>(以下「新税法」といいます)が2019年1月1日より施行されました。新税法と改正前の個人所得税法(以下「旧税法」といいます)を比較すると、外資企業の従業員の賃金給料に影響を与える主なものとして、次の項目を挙げることができます。

- ① 所得税を月収に基づいて計算し、毎月納付する制度から、納税年度の総合所得額に基づいて計算し、納付する(毎月前納した上で翌年に確定申告を行う)制度へと変更
- ② 基礎控除が月間3,500元から年間60,000元へと変更(新税法への移行期間における政策に基づき、2018年10月1日よりすでに実施されています)
- ③ 所得税率の等級区分の調整(別紙をご参照下さい)
- ④ 子女教育、継続教育、高額医療、住宅ローン金利、家賃、及び扶養老人の6項目の特別付加控除が追加されたこと

<sup>1</sup> 全国人民代表大会常務委員会委員長令第11号、1980年9月10日公布、同日施行、2018年8月31日最終改正公布、2019年1月1日最終改正施行

新税法の施行によって、会社従業員の賃金給料収入が月 20,000 元以下の者であれば約 50%程度の減税が実現可能であると一般的には考えられています。国税総局局長が 2019 年 3 月 12 日に公表した個人所得税改革の進展に関するデータにおいても、2018 年 10 月から 2019 年 1 月までに、全国の個人所得税が合計 2,000 億元近く減税となり、8,000 万人の減税幅 100%、6,500 万人の減税幅 70%以上を達成したとされています。

新税法の施行により、従業員個人が負担する税額に変動が生じます。もっとも、特に外資企業においては、従業員との間で手取額(実支給賃金)を約定し、手取額から個人所得税や社会保険料等を加算した金額を逆算し、毎月の支給賃金を確定するケースもあります。この場合、従業員の手取額が変わらないことを前提とすると、新税法の施行による従業員の所得税の変動に伴い、会社の負担する支給賃金も変動します。そこで、本稿では、新税法によって、手取額約定の賃金支給制度にどのような影響が生じるかを、上海地区をサンプルに具体的な仮説事例とともにご紹介致します。

## 2. 事例の分析

上海地区の某外資企業は、3名の従業員 A、B、C について、職務の違いに応じて、それぞれ月 6,000 元、月 25,000 元及び月 50,000 元の手取額を従業員と約定し、手取額から毎月の支給賃金を逆算し、さらに、当該3人の前年度の賃金水準、個人負担分の比率から、当該3人の社会保険料及び積立金の個人負担分を具体的に 947.92 元、3,763.25 元、5,242.58 元と設定しました。

なお、後述の試算にあたっては、できる限りシンプルな内容とするため、以下の前提を設けます。

- ① 社会保険料及び積立金の部分は年間を通じて変わらないと仮定する
- ② 残業代、賞与等の科目による影響を考慮しない
- ③ 子女教育、継続教育、高額医療、住宅ローン金利、家賃、及び扶養老人の 6 項目の特別付加控除による影響を考慮しない

なお、別紙に旧税法及び新税法に基づく個人所得税の計算式等を掲載しております。

### (1) A(手取額月 6,000 元)について

旧税法に基づく A への支給賃金は 7,109.03 元/月、**85,308.36 元/年**となります。この場合の A の個人所得税は 161.11 元<sup>2</sup>/月、1,933.32 元/年であり、会社は当該個人所得税を源泉徴収します。

次に、新税法に基づく A への支給賃金は 6,978.84 元/月～6,978.85 元/月、**約 83,736 元/年**となります。この場合の A の個人所得税は 30.92 元<sup>3</sup>/月～30.93 元/月、約 371 元/年であり、会社は当該個人所得税を源泉徴収します。

<sup>2</sup> 「(給与額7,109.03元-社会保険などの控除額947.92-基礎控除3,500元) ×税率10%-速算控除数105」で算出します。

<sup>3</sup> 例えば、1月の場合には、「(1月までの給与累計額6,978.84-社会保険などの控除額947.92×1-基礎控除5,000人民元×1) ×税率3%-速算控除数0-(1月までの累計税額0)」で算出します。

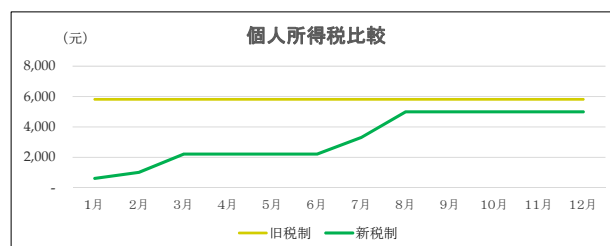
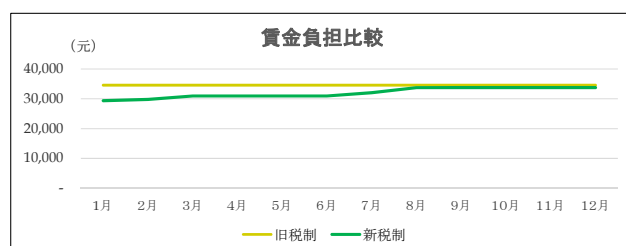
以上のとおり、会社の負担する支給賃金は、年間約 1,562.32 元 (1,933.32 元-約 371 元) という小額ではありますが減額することになります。

(2) B (手取額月 25,000 元) について

旧税法に基づく B への支給賃金は 34,589.92 元/月、**415,079.04 元/年**となります。この場合の B の個人所得税は 5,826.67 元<sup>4</sup>/月、**69,920.04 元/年**です。

次に、新税法に基づく B への支給賃金は、1 年の間における B の個人所得税の変動に伴い、月によって大きく変動します。具体的には、年初の支給賃金が 29,381.81 元/月、年末の支給賃金が 33,763.25 元/月であり、**384,009.00 元/年**となります。なお、個人所得税の変動は、新税法が給与累計額に基づいて個人所得税を算出するために生じるものであり、A の場合は、もともとの賃金額が低いためにあまり影響がありませんでしたが、B の場合はこの影響を受けます。この場合の B の個人所得税は、年初は 618.56 元<sup>5</sup>/月、年末には 5,000 元/月となり、合計額は **38,850.00 元/年**となります。

以上の結果、会社の負担する支給賃金は、年間 31,070.04 元 (415,079.04 元-384,009.00 元) 減額することになります。なお、上記のとおり、新税法では給与累計額に基づいて個人所得税が算出されるため、計算式が若干複雑になります。新旧税法における会社の負担する賃金及び個人所得税の比較について下図をご参照いただければと存じます。



(3) C (手取額月 50,000 元) について

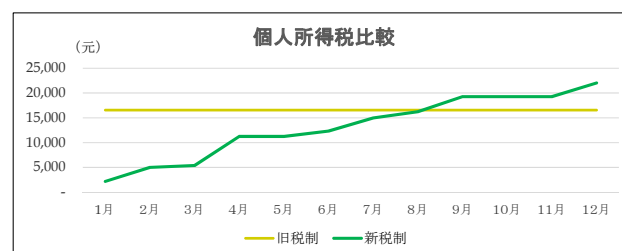
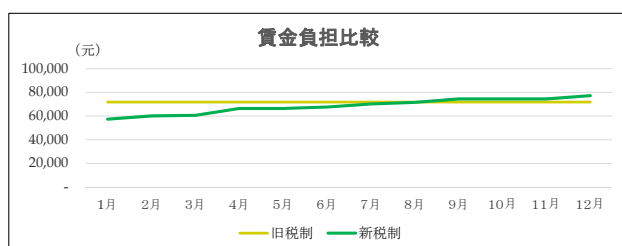
旧税法に基づく C への支給賃金は 71,811.81 元/月、**861,741.72 元/年**となります。この場合の C の個人所得税は 16,569.23 元<sup>6</sup>/月、**198,830.76 元/年**です。

次に、新税法に基づく C への支給賃金も、1 年の間における C の個人所得税の変動に伴い、月によって大きく変動します。具体的には、年初の支給賃金が 57,442.58 元/月、年末の支給賃金が 77,284.34 元/月であり、**821,495.58 元/年**となります。この場合の B の個人所得税は、年初は 2,200.00 元<sup>7</sup>/月、年末に

- 
- 4 「(給与額34,589.92元-社会保険などの控除額3,763.25-基礎控除3,500元) × 税率25%-速算控除数1,005」で算出します。
- 5 例えば、1月の場合には、「(1月までの給与累計額29,381.81-社会保険などの控除額3,763.25 × 1-基礎控除5,000人民元 × 1) × 税率3%-速算控除数0- (1月までの累計税額0)」で算出します。
- 6 「(給与総額71,811.81元-社会保険などの控除額5,242.58-基礎控除3,500元) × 税率35%-速算控除数5,505」で算出します。
- 7 例えば、1月の場合には、「(1月までの給与累計額57,442.58-社会保険などの控除額5,242.58 × 1-基礎控除5,000人民元 × 1) × 税率10%-速算控除数2520- (1月までの累計税額0)」で算出します。

は 22,041.76 元/月となり、合計額は 158,584.62 元/年となります。

以上の結果、会社の負担する支給賃金は、年間 40,246.14 元(861,741.72 元-821,495.58 元)減額することになります。なお、新旧税法における会社の負担する賃金及び個人所得税の比較について下図をご参照いただければと存じます。下図のとおり、会社の負担する支給賃金は、9 月以降、旧税法における支給賃金負担を超過します。



### 3. 注意点

上記のとおり、手取額約定の賃金支給制度の場合、会社も新税法下における減税の効果を享受できます。しかし、C のように、給与累計額に基づく算出方法の導入により、月単位では個人所得税及び支給賃金が旧税法下の金額を超える場合があり、またより高額な手取額の場合、個人所得税及び支給賃金の合計額が旧税法下の金額を超える可能性もあります(通常の賃金とボーナスの比率にもよりますが、年度の総収入額が 100 万元を上回ると合計額が旧税法下の金額を超える場合があるようです)。このため、賃金水準の調整の際には、具体的な控除項目等と併せて、新税法下での所得税額をも考慮する必要があると考えます。また、現時点では、確定申告により税金の還付が発生する場合にどのように還付するか(手取額約定の賃金支給制度の場合の還付先が会社となるのか、個人となるのかなど)について明確な規定がなく、この点についても引き続き注意する必要があります。

なお、給与累計額に基づく算出方法の導入等によって個人所得税の算出が複雑になるため、手取額約定の賃金支給制度をやめることも考えられます。もっとも、このことは各従業員との労働契約の内容変更を伴うため、従業員との合意を経た上での労働契約の変更が必要になります(労働契約法<sup>8</sup>第 35 条)。また、賃金制度は「労働者の切実な利益に直接関わる規則制度又は重大事項」に該当するため、制度変更を行う場合には、労働契約法第 4 条が定める相応の民主的手続及び公示手続を履行しなければならない点に注意が必要です。

以上

<sup>8</sup> 主席令第65号、2007年6月29日公布、2008年1月1日施行、2012年12月28日改正公布、2013年7月1日改正施行

別紙

旧税法及び新税法に基づく個人所得税の計算式等

## 1. 旧税法に基づく個人所得税の計算式

個人所得税 = (給与額 - 社会保険などの控除額 - 基礎控除 3,500 元) × 税率 - 速算控除数

## 2. 新税法に基づく個人所得税の計算式

N 月の個人所得税 = (1 月から N 月までの給与累計額 - 社会保険などの控除額 × N - 基礎控除 5,000 人民元 × N) × 税率 - 速算控除数 - (1 月から (N-1) 月までの累計税額)

## 3. 旧税法及び新税法の税率並びに速算控除数

級数	旧税法 (月額)	新税法 (年額)	税率 (%)	旧速算控除数	新速算控除数
1	1,500 元以下	36,000 元以下	3	0	0
2	1,500 元超 4,500 元以下	36,000 元超 144,000 元以下	10	105	2,520
3	4,500 元超 9,000 元以下	144,000 元超 300,000 元以下	20	555	16,920
4	9,000 元超 35,000 元以下	300,000 元超 420,000 元以下	25	1,005	31,920
5	35,000 元超 55,000 元以下	420,000 元超 660,000 元以下	30	2,755	52,920
6	55,000 元超 80,000 元以下	660,000 元超 960,000 元以下	35	5,505	85,920
7	80,000 元超	960,000 元超	45	13,505	181,920

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2019 年 5 月 10 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>